

新型コロナウイルス感染症対応のための特例措置について (新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業 する妊婦のための助成金)

令和 5 年 1 月 23 日

厚生労働省

雇用環境・均等局雇用機会均等課

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度

これまでの経緯

- 令和2年4月7日に閣議決定された『「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について』により、危機克服に向けた新たな補正予算が編成されることとなり、同補正予算（令和2年度第2次補正予算）により、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度が令和2年6月15日から創設された。
- 令和3年4月以降は、支給要件の一部の見直しなどをしてつつ、新型コロナウイルスの感染状況により、母性健康管理措置の適用期間の延長が行われ（現行の適用期間は令和5年3月31日）、同助成制度が継続されて現在に至っている。

制度の概要

【制度の趣旨】

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者の母体と胎児の健康を確保するとともに、離職に至ることなく、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図る。

【支給対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主

令和2年度

予算額 88.9億円

一般会計：4.3億円、労働保険特別会計 雇用勘定：84.6億円

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金
- 支給額 対象労働者1人あたり
取得日数計5日以上20日未満：25万円
以降20日ごとに15万円加算（上限額100万円）
※ 1事業所当たり人数上限：20人まで
雇用保険被保険者へは雇用勘定、それ以外は一般会計から支給
- 対象期間 令和2年5月7日～令和3年3月31日

令和3年度

予算額 9.3億円

労働保険特別会計 労災勘定：3.2億円 雇用勘定：6.1億円

令和4年度

予算額 7.9億円

労働保険特別会計 労災勘定：2.5億円 雇用勘定：5.4億円

1. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金（労災勘定）
 2. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（雇用勘定）
- 支給額
 1. 15万円（取得日数計5日以上、1回限り）
 2. 対象労働者1人あたり28.5万円（取得日数計20日以上）
（1事業所あたりの上限：5人まで、雇用保険被保険者に限る）
 - 対象期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成金 活用状況及び制度導入効果

○ 支給実績及び申請件数（単位：億円）

	予算額	支給額	申請件数
令和2年度	88.9	37.6	7,152
一般会計及び雇用勘定	88.9	37.6	7,152
令和3年度	9.3	5.4	2,555
労災勘定	3.2	1.5	1,230
雇用勘定	6.1	3.9	1,325
令和4年度	7.9	5.0	1,731
労災勘定	2.5	1.2	748
雇用勘定	5.4	3.8	983

- 令和2年度予算額、支給額は令和3年度への繰越分を含む
- 令和4年度予算額は補正予算措置分を含む
- 令和4年度の支給額及び申請件数は令和4年12月2日現在

○ 年度別構成比率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
申請件数の比率	62.5%	22.3%	15.1%	100%
支給額の比率	78.3%	11.3%	10.4%	100%

制度導入の効果について

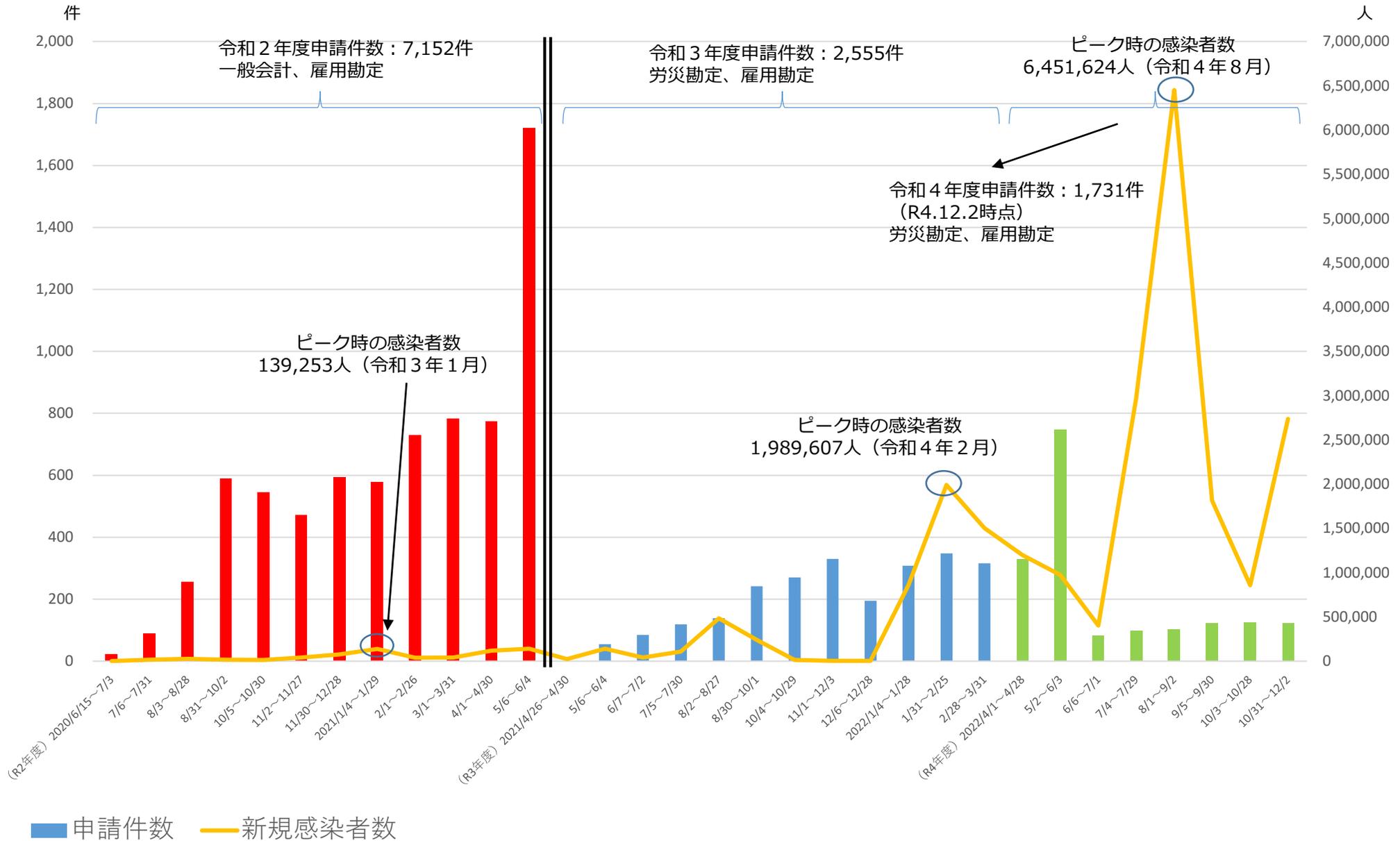
- 申請件数、支給額ともに令和2年度が多く、特に支給額は全体の78.3%を占めている。
- 令和3～4年度の新型コロナウイルス新規感染者数は、2年度よりも増加しているが、申請件数、支給額ともに減少しており、感染者数と比例している状況ではない。
- その要因を考察すると、令和2年の制度創設時は、
 - ①マスクの供給が十分でなかったこと
 - ②ワクチンの普及がなかったこと
 - ③新型コロナウイルス感染に対する知見、情報が不足していたこと
 などの状況により、感染のおそれに対する不安がより大きい時期であったと考えられる。
- 制度創設以降、1万件以上の活用があり、同助成金は妊娠した女性労働者の不安を取り除く重要な役割を果たしているものである。
特に制度創設当初で、感染対策等が十分ではなかった時期である令和2年度においてその効果が顕著であったと評価できるものである。

令和5年度以降の予定について

令和5年度は、申請件数が減少傾向であること、コロナ感染への不安も制度創設時とは同様ではないことを踏まえ、経過措置として、休暇取得支援に係る助成金のみ、支給金額、支給要件等を見直し、規模を縮小させつつ継続させる。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

申請件数及び新型コロナウイルス新規感染者数の推移



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の見直しについて（案）

	<p>令和4年（現行制度） 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇制度導入助成金（労災勘定） 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース（雇用勘定）</p>	<p>令和5年度予算案（制度見直し後） 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース（雇用勘定）</p>
制度趣旨	<p>医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する支援</p>	<p>妊娠中の女性労働者のために、特別有給休暇制度及び通勤緩和措置のための在宅勤務、時差出勤等の制度を導入し、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する支援</p>
支出財源	<p>労働保険特別会計 労災勘定、労働保険特別会計 雇用勘定</p>	<p>労働保険特別会計 雇用勘定</p>
休暇対象期間	<p>令和3年4月1日～令和5年3月31日</p>	<p>令和5年4月1日～令和5年9月30日 （対象期間の終期は新型コロナウイルス感染症に係る母性健康管理措置の告示適用期間の終期）</p>
必要な休暇取得日数	<p>【労災】 5日以上 【雇用】 20日以上</p>	<p>20日以上</p>
支給額	<p>【労災】 15万円（1回限り） 【雇用】 28.5万円（1事業所あたり5人まで）</p>	<p>20万円（1事業所あたり5人まで）</p>
制度導入要件	<p>・特別有給休暇制度</p>	<p>・特別有給休暇制度 ・妊娠中の通勤緩和措置等のための在宅勤務、時差出勤等の制度を既に導入していることを条件とする</p>
個人申請	<p>なし</p>	<p>なし</p>

※ 令和5年度予算案の審議前であることから、今後、内容が変更される可能性がある。